般質問から

八潮市次世代育成支援行動計画 について 重点施策の「育児支援家

早い時期での実施について。 言を行うことへのニーズも多く して育児、家事などの支援や助 て。出産後、間もない家庭に対 庭訪問事業」の実施につい 平成16年度から草加保健

内容と重なるものですが、今年 を実施しております。この事業 システム開発普及モデル事業」 度で終了いたします。 は、「育児支援家庭訪問事業」の 所と共同で「ママサポート

施時期、実施体制等検討したい 冢庭訪問事業」につきましては 関係機関等との協議の際に、実 したがいまして、「育児支援

について。

小倉 順子

と考えているところです。



か、また、防犯のまちづくり推 必要と思われます。安全、安心 を守るため、行政としては、ど 強くし、犯罪の機会を与えない 識をもって、地域のつながりを 察はもとより、私たち一人一人 罪や街頭犯罪が多く発生してお のような対策をとっているの ような地域環境をつくることが が自ら犯罪を防止するという意 な犯罪を防止するためには、警 ているのが現状です。このよう り、私たちの暮らしが脅かされ Q 生活が営まれる場所で、犯 埼玉県内において、日常

功

を制定する考えについて

防犯のまちづくり推進条例

未成年者の身元保証について

進条例を制定する考えがあるか

A 起こりそうな場所には街路 市では、これまで犯罪が

組織等と連携を密にして、安心 更なる防犯活動の強化促進を図 犯罪認知件数の増加傾向から、 行い、犯罪の防止に向け対策を 灯の設置や、警告看板の設置を の制定を早急に着手したいと考 で安全な環境づくりに向けた るため、各町会自治会、各防犯 図ってまいりました。しかし、 えております。 「防犯のまちづくり推進条例」

身寄りのない未成

年者に

純三

ございますが、より良い制度の 容や範囲、条件等の各種で ります。従いまして、保証の内 身元保証制度が必要と感 推進することについて。 就業などの自立を助ける政策を 更に住居を提供するなどして、 対して、市が保証人となり 導入に取り組んでまいりたいと 4担う自治体として、 市民に最も身近な行政を

課題が

じてお 公的な

考えについてお伺いします。 えますが、教育委員会としての 検証をしていく必要があ 値目標を明記し、単年度ごとに ンにするためには目指すべき数 ますが、より実効性のあ 教育エイトプランを実施してい **角** 度に『学校教育』エ、 ■ を目指して、今年度も学校 きめ細やかな教育 ると考 るプラ の実践

ラン』を作成し、子ども達に確 努めてまいりました。さらに、 め、きめ細やかな教育の かな学力と豊かな心を育むた な学力の定着』について **その実効性を高めるため** 市教育委員会は平成15年 推進に 『確か イトプ

今年度教育委員会といたしまし 践に生かしているところです。 学校が学力調査を実施し、数値 ては県教育委員会が推進する による実態把握を行い、授業実

を立ち上げ、検討・協議してま の具体化とその取組みの評価に 事業との関連を図り、達成目標 つきまして、新規に推進委員会 『教育に関する3つの達成目標』

今後の利用予定が分かって 南川崎ポンプ場予定地の

南川崎ポンプ場予定地

康問題の解消や、地域の伝統的 携のもとに、進めてまいりたい と考えております。 の整備状況を見据えながら、引 放することは可能かお伺い致し 未定であれば、公園等として開 き続き国や区画整理施行者と連 造の動向はもとより、南部地区

南川崎ポンプ場の整備時

護者への朝食欠食の解消など望 中学校の研究成果を全市に広め を生かした体験学習などです。 力の育成、地域の特色ある食材 教科担任や栄養士による授業で ましい食習慣の啓発・協力依頼 食に関する教育の一層の推進に の食生活改善に関する知識や能 本市といたしましては、八條

敏男

いればお何い致します。もし、

及びこの事業の概要についてお

マデル地域に指定された背景

八潮市が『食育』事業モ

学校教育について

伺いします。

な食文化の継承を図り、食に関 する教育を推進するものです。 内容としては、実態調査、保

学校が推進地域として指定され

市教育委員会としては、児童

八潮市教育委員会並びに八條中

支える食育推進事業」を新設し、

会は、「知育・徳育・体育を

今年度、埼玉県教育委員

の規定により使用する用途及び でございますが、地方自治法等 目的が制限されております。広 ポンプ場用地の開放について

学校・家庭・地域社会の緊密な

食に起因する健

本事業は、食生活の場となる

とらえ、委嘱を受けました。 **槓していると本事業を前向きに** 生徒の「食」をめぐる課題は山

朝田

和宏

等を踏まえ検討してまいりたい りますことから一定の制限のも 場等として暫定的に開放する場 と考えております。 定利用等についても、利用条件 ましては、今後建設時期を慎重 ます。当該ポンプ場用地につき 用期間はできるだけ短期間とす とに、使用が認められ、その使 ることが望ましいとされており に見定めて参りますと共に、暫 合、行政財産の目的外使用とな